

## 第 8 節 避難計画

### 第 1 款 避難の原則

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある村民等を安全な場所に避難させるための計画は、次によるものとする。

#### 1 実施責任者

適切な避難勧告等の発令により、村民の迅速・円滑な避難を実施することは、村長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び収容所への収容、保護は次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は、相互に緊密な連携を保ち村民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

(1) 避難の勧告 = 居住者等に自主的な避難を促す。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
知事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	村長ができない場合に代行

(2) 避難の指示 = 危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強い。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
知事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 61 条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にはいないとき
知事又は その命を受 けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第 29 条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根 拠 法	備 考
村 長	災害全般	災害対策基本法第 63 条	
警 察 官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長から要請がある場合又は村長(委任を受けた職員含む)がその場にはいないとき
自 衛 官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長(委任を受けた職員含む)、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	現場での 活動確保	消防法第 28 条 消防法第 36 条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第 21 条	

警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。(従って、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。)設定が考えられる場合として

ア 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合

イ 応急対策上止むを得ない場合

があり、最近では東日本大震災における福島第一原子力発電所事故(原子力発電所から半径 20km 以内。2011 年 4 月 22 日指定。2012 年 4 月 1 日より順次解除)に警戒区域を設定された。

#### (4) 避難準備(災害時要援護者避難)情報

高齢化の進展等をふまえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める避難準備(災害時要援護者避難)情報(以下「避難準備情報」という。)を伝達する必要がある。

#### (5) 避難所への誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備情報の発表者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

#### (6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は、村長が行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の委任に基づき村長が行うものとする。

## 2 避難情報等の伝達

### (1) 避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定の伝達事項

- ア 発令者
- イ 避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定の理由
- ウ 避難日時、避難先及び避難経路
- エ 避難にあたっての注意事項
  - (7) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
  - (4) 会社、工場にあたっては浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガスの保安措置を講じること。
  - (7) 避難者は、一人当たり3日分の食糧、日用品及び衣類等を携行すること。
  - (エ) 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること。

(2) 伝達の手段

- ア 放送による伝達(緊急有線放送による一斉放送)
- イ 防災無線による伝達
- ウ 広報車の呼びかけによる伝達
- エ 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

(3) 避難準備情報、勧告・指示者又は警戒区域設定者の措置

- ア 避難準備情報、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を行った者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

勧告・指示者 警戒区域の設定者	必要措置(関係機関への通知)	備考
村長	村長 → 県知事(防災危機管理課)	災害対策基本法
知事	県知事(防災危機管理課) → 村長	災害対策基本法
	県知事(海岸防災課) → 所轄警察署長	地すべり等防止法
警察官	警察官 → 所轄警察署長 → 村長 → 県知事 (防災危機管理課)	災害対策基本法
	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 県知事(防災危機管理課) → 村長	警察官職務執行法
自衛官	自衛官 → 村長 → 県知事(防災危機管理課)	自衛隊法
水防管理者	水防管理者 → 所轄警察署長	水防法

(4) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

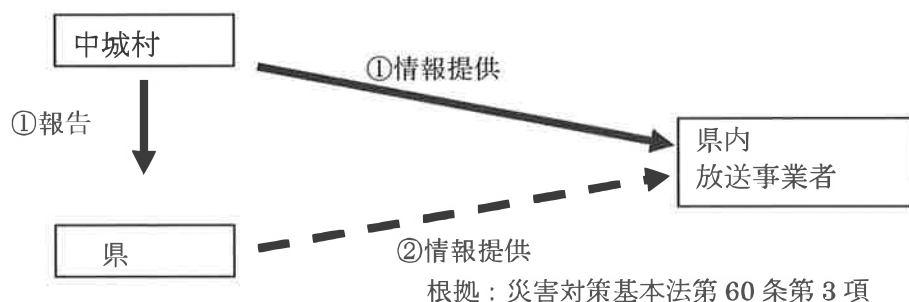
村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難に関する検討会)をふまえつつ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。

3 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

村及び県は、村長が避難勧告等を発令した際には「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成 17 年 6 月 28 日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達することとする。

#### (1) 伝達ルート

- ア 原則、村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ 直接、村から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ 県は村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確認する。
- エ 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者へ情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確認する。



#### (2) 伝達手段

- ア 原則として、伝達手段は FAX 及び電話とする。
- イ 村は、迅速に FAX 送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者の FAX 番号等を FAX に登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ 県は、村から避難勧告等の報告を FAX 及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかに FAX 及び電話により連絡する。
- エ 村及び県は、災害時の状況により FAX での伝達手段が困難な場合は、電話のみによる伝達も可能とする。
- オ 村及び県は、上記エにより情報を伝達した場合、FAX による情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかに FAX で放送事業者へ提供しなければならない。

[通信回線]

(ア) 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク

(イ) 公衆回線

(ウ) 非常通信ルート

## 避難勧告等発令情報(市町村用)

市 ・ 町 ・ 村

送付日時： 月 日 時 分

## 1 避難情報の別(番号を○印で囲む)

## ① 避難準備情報(根拠：地域防災計画等)

「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

## ② 避難勧告(根拠：災害対策基本法第 60 条)

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

## ③ 避難指示(根拠：災害対策基本法第 60 条)

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

## 2 発令日時 月 日 時 分

## 3 対象地域等

NO	対象地域(字・区)	世帯数、人数	(フリガナ) 避難場所	避難理由※1 (①～⑦)
1		世帯 人		
2		世帯 人		
3		世帯 人		
4		世帯 人		
5		世帯 人		

※1 避難理由(該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること)

- ①大雨による浸水の危険があるため      ②大雨による土砂災害の危険があるため  
 ③地震による土砂災害の危険があるため      ④地震による家屋崩壊の危険があるため  
 ⑤地震による津波発生のおそれがあるため      ⑥地震による津波警報が発表されたため  
 ⑦その他( )

発信者の課・職・氏名 \_\_\_\_\_

電話(公衆回線) \_\_\_\_\_ FAX(公衆回線) \_\_\_\_\_

電話(防災無線※2) \_\_\_\_\_ FAX(防災無線) \_\_\_\_\_

※2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

## 放送による伝達例文

## 避難準備情報(要援護者避難)

〇〇のため、〇時〇分に、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)……から避難準備情報が出されました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

## 避難勧告

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)……から避難勧告が出されました。直ちに最寄りの指定避難場所に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

## 避難指示

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)……から避難指示が出されました。大変に危険な状況です。避難中の方は直ちに指定避難場所への完了を行って下さい。十分な時間が無い方は近くの安全な建物に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

## 4 避難の誘導

### (1) 避難の優先順位

避難にあたっては、災害時要援護者(高齢者、幼児、障がい者、病人、妊産婦等)を優先させるものとする。

### (2) 避難者の誘導

避難者の誘導は、総務対策班及び消防対策班が中心となって行うものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速を図るものとする。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導にあたっては、混乱を避けるため地域の実情に応じた避難経路を2ヶ所以上選定しておくものとする。

エ 災害時要援護者の避難については、具体的な避難支援計画を整備して実施するものとする。

オ 避難した地域に対しては事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確認するものとする。

## 5 避難所

### (1) 避難所の開設

避難所の設置については、集団的に収容でき、炊出し可能な既存の施設を利用し、その他の被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

### (2) 収容の対象者

避難所に収容し得る者は、避難勧告・指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者とする。

### (3) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内(災害救助法適用)とする。

### (4) 避難場所

地域別の避難予定場所は、あらかじめ指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により、避難場所を変更し又は新たに設置するものとする。この場合は、その旨村民に周知を図るものとする。

### (5) 避難所の不足

被害が激甚のため既存の建物による避難所の利用が困難な場合は、県(県民生活班)と協議し隣接市町村に収容を委託し、あるいは建物又は土地を借り上げて設置するも



のとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

※ 避難所・避難場所の一覧については地震・津波一第2章一第7節一14を参照

## 6 避難所の運営管理

### (1) 避難所の生活

避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める。

### (2) 避難者に係る情報の把握

避難所ごとに、収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

### (3) 避難所の環境

ア 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるほか、その運営にあたっては、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

イ 避難所におけるプライバシーの保護等、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるため、行政担当者、施設管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会を組織し、避難所の設置にあたり次の事項について定める。

ア 運営担当者

イ 運営の手順及び留意事項

ウ 住居区域の代表者(班長)及び複数世帯による避難世帯等の代表者

エ 災害弱者のニーズ把握と支援

オ 避難所への部外者の立入り時間(原則午前9時から午後5時まで)

カ その他必要と認める事項

### (4) 避難者への情報の伝達

村は、テレビ、ラジオ等の設置のほか、被災情報等について速やかに避難者へ伝達する体制を整えるものとする。

## 7 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

### (1) 学校

村教育委員会又は学校長は、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定め

ておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難先
- エ 避難誘導者及び補助者
- オ 避難誘導の要領
- カ 避難後の処置
- キ 事故発生に対する処置
- ク その他必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難勧告指示権者の指示に基づき、当該施設の収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

整理番号( )

## 避難者カード

収容避難所		担当職員	
-------	--	------	--

住 所					
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

● 離散家族

氏名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

※ 世帯ごとに作成すること

### 避難者名簿

避難所名				作成者		整理番号	
整理番号	氏名	現住所	事後消息	備考			

※ 事後消息欄には、避難所出所後の行先等を記入すること。

(避難場所・避難所の設置基準)

区分	分類定義	指定・整備	備考
広域避難場所	大地震時に周辺地域から避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。	総面積 10ha 以上の公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空地等で、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること。 収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し 1 人あたり 1 m <sup>2</sup> を確保して算定すること。	本村には、総面積 10ha 以上の公園等の敷地がないため、ある程度の面積を有し、市街地火災からの輻射熱に対して安全が確保できる公園等の敷地とする。
一時避難所	広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が一定程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、団地の広場等をいう。	学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。 一定の地域単位に臨時応急的に集合を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。	
避難路	広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の村民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。	広域避難場所に通じる道路又は緑道であること。 災害時に一部不通となる場合に備え、代替えの避難路にも配慮すること。	
避難所	小規模災害 火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等が現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に公民館など既存建物等に収容し保護することである。	宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設である。 原則として自治会単位と指定設置する。 耐震、耐火構想の公共建築物(学校、公民館等)を利用する。 収容基準は、概ね 3.3 m <sup>2</sup> あたり 2 人とする。	避難所の範囲：災害・住宅被害等を受けた者、受けるおそれのある者で、緊急に避難するときを含む。
	大規模災害 地震等の大規模災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護することである。		
津波災害時の避難場所	緊急避難ビル 地震後急速に來襲する津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する場所をいう。	津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする。 3 階以上の建物や高台等の高所で、安全な場所を確保する。	既存の建物や場所から高所を確認。
	収容避難所 津波による災害から避難者を安全に収容し保護するために、必要な面積と施設を有する二次的広域避難場所である。	地形的、津波による安全性と生活機能を確保し、避難場所として利用可能な施設及び場所とする。	

表 避難所一覧(地震・津波被害想定レベル1の場合)

No	避難場所	住所	管理者
1	老人福祉センター	中城村添石 236	中城村社会福祉協議会
2	吉の浦会館	中城村安里 187	中城村教育委員会
3	中城村民体育館	中城村安里 190	中城村教育委員会
4	村立津覇小学校	中城村津覇 1174	中城村教育委員会
5	村立中城南小学校	中城村南上原 799-1	中城村教育委員会
6	村立中城小学校	中城村屋宜 239	中城村教育委員会
7	村立北上原分校跡地	中城村北上原 439	中城村教育委員会
8	村立中城中学校	中城村屋宜 741-1	中城村教育委員会
9	伊集構造改善センター	中城村伊集 45	各字自治会長
10	和宇慶構造改善センター	中城村和宇慶 781	各字自治会長
11	南浜集落センター	中城村南浜 10	各字自治会長
12	津覇構造改善センター	中城村津覇 516-1	各字自治会長
13	奥間公民館	中城村奥間 24-2	各字自治会長
14	安里公民館	中城村安里 343	各字自治会長
15	当間区民館	中城村当間 59-2	各字自治会長
16	屋宜公民館	中城村屋宜 282	各字自治会長
17	添石公民館	中城村添石 231	各字自治会長
18	伊舎堂構造改善センター	中城村伊舎堂 113	各字自治会長
19	泊区民館	中城村泊 371	各字自治会長
20	久場地区健康スポーツセンター	中城村久場 241	各字自治会長
21	登又公民館	中城村登又 390	各字自治会長
22	新垣区民館	中城村新垣 201	各字自治会長
23	北上原区公民館	中城村北上原 297-1	各字自治会長
24	南上原公民館	中城村南上原 754-5	各字自治会長

表 避難所一覧(地震・津波被害想定レベル2の場合)

No	避難場所	住所	管理者
1	村立中城南小学校	中城村南上原 799-1	中城村教育委員会
2	村立北上原分校跡地	中城村北上原 439	中城村教育委員会
3	伊集構造改善センター	中城村伊集 45	各字自治会長
4	登又公民館	中城村登又 390	各字自治会長
5	新垣区民館	中城村新垣 201	各字自治会長
6	北上原区公民館	中城村北上原 297-1	各字自治会長
7	南上原公民館	中城村南上原 754-5	各字自治会長

# 津波災害時避難経路図（中城村）



図 中城村における避難経路



## 第9節 災害時要援護者対策計画

### 1 実施責任者

災害時要援護者対策の実施は、災害時要援護者等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

### 2 災害時要援護者の避難支援

村は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した市町村災害時要援護者支援計画等に基づいて、災害時要援護者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

### 3 避難生活への支援

#### (1) 避難時の支援

村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

#### (2) 応急仮設住宅への入居

村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

#### (3) 福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

### 4 外国人への支援

村は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。



## 第10節 消防計画

### 1 実施責任者

火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防の実施は村が行う。また、本計画に定めるものの他、中城北中城消防本部における「消防計画」に準ずるものとする。

### 2 相互応援計画

村内において火災、その他の災害による非常事態が発生した場合は、必要に応じ「沖縄県消防相互応援協定」又は、中城海上保安署、日本道路公団、バドラー基地消防本部等との「消防相互応援協定」等に基づき近隣市町村等に応援を要請するものとする。

### 3 消防業務の内容

#### (1) 火災の予防・警戒

多数の者が勤務又は出入する建物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等を重点的に、随時予防査察を実施することとし、一般建物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。

防火対象物の管理者は、政令に定める防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成し、届出を履行するものとする。

#### (2) 消防体制・出動の確立

ア 消防署は、常に村内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の態勢を保つものとする。

イ 火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、非番員等は、上司の指示に従い、必要に応じて現場あるいは消防本部に出動し勤務に就くものとする。

ウ 消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時に、いつでも出動できる態勢をとることとする。団員の出動は電話連絡等をもって行うものとする。



## 第 1 1 節 救出計画

### 1 実施責任者

村をはじめとする救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。また、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 2 救出の方法

被災者の救出は、村においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 村は、本来の救助機関として救出に当たるものとする。また、村のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めものとする。

(2) 地域住民は可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 3 救出用資機材の調達

地域に備蓄された救出用資機材を使用するとともに、沖縄県建設業協会と協定を結び救出に必要な重機配備を要請する等の方法により、救出用資機材を調達する。

